ルナハイツ代官町№.１　駐車場使用細則

改訂履歴

日付	内容
2019/08/26	臨時総会決議により、2019/11 の使用料引落から、 ￥15,000 から￥12,000 に変更する

ルナハイツ代官町№.１規約（以下「規約」という。）第１５条に基づき、次のとおり、ルナハイツ代官町№.１駐車場使用催促を定める。

（目　的）

第１条　駐車場使用者は、規約及び駐車場使用契約書を充分に理解のうえ、この駐車場細則を遵守し、駐車場の円滑かつ安全な使用を図ることを目的とする。

（対象車種）

第２条　駐車場に駐車することができる車両は、普通乗用車又はこれに準ずるもの（バイク等の二輪車は不可）とする。

（遵守事項）

第３条　駐車場使用者は、次の各事項を遵守しなけらばならない。

（１）必ず指定の駐車位置に、所定の方法で駐車すること。

（２）理事長又は管理委託者にしたがう事。

（３）警笛、空ぶかし、その他、他人に迷惑を及ぼす騒音をできる限り発しないこと。

（４）ガソリン、その他の危険物等いかなる物品も駐車車場に置かない

（５）洗車は行わないこと。

（６）敷地・駐車場内は最徐行すること。

（７）施設等に被害を与えたときは、直ちに理事長または管理委託者に連絡し、その支持にしたがうこと。

附則

第１条　この駐車場使用細則は、規約発行の日から施行する。

ルナハイツ代官町№１　駐車場使用契約書

ルナハイツ代官町№１管理組合の管理者（以下「甲」という。）と
　　（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり駐車場使用契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　甲は、ルナハイツ代官町№１管理規約第１５条に基づき、駐車場のうち一区画を乙に使用せしめることを約する。

第２条　乙は、使用する自動車をあらかじめ甲に申し出（以下「登録車」という。）なけらばならない。
２．乙は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届出なけらばならない。

第３条　使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月甲の指定日までのその翌月分を甲に支払う。
２．前項の使用料金の支払は、甲の指定する方法で行うものとする。

第４条　使用期間は後示のとおりとする。
２．乙は、前項の使用期間満了前でも１ヶ月前に予告して本契約を解約する事ができる。
３．第１項の使用区間の満了する１カ月前までに甲又は乙から何らか申し出がないときは、本契約は１年間同一条件をもって更新されものとし、その後も同様とする。

第５条　乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。

第６条　乙は駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）駐車場以外の目的に使用すること
（２）駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
（３）他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をしないこと。
（４）前各号に規定するもののほか駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
２．前項の規定のほか甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを甲に通知し、もしくは適当な場所に掲示したとき乙はこれをまもらなければならない。

第７条　　駐車場内において登録車が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により減失、毀損等乙の障害が生じても、甲は乙に対して障害賠償その他の責任は負わない。

第８条　　乙が第３条の使用料金を滞納する等本契約の条項に著しく違反したときは、甲は無条件にて使用駐車場を甲に明渡さなけらばならない。

第 10 条　本契約期間中にルナハイツ代官町№.１の管理者が交代した場合にも、本契約の債権債務は継承される。

第１１条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

駐 車 場	所在地　　使用位置　　（番）
登 録 車	車　名　　ナンバー
使用料金	月　額　　１２，０００円
使用期間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで （管理費等の起算日）

上記契約の証として、本契約書２通を作成し署名捺印の上、甲乙各１通を保持する。

平成　　年　　月　　日

甲　ルナハイツ代官町№.１管理組合（管理者）

乙　　部屋番号　　号室

氏名　　㊞